



人の生の諸形態に関する一考察(2) :
法の支配へのプロローグ

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中元, 尚紀 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00001189

人の生の諸形態に関する一考察 (2)

—法の支配へのプロローグ—

中 元 尚 紀

目次

第1章 問題の所在

第2章 人の生の二形態—幸福とは何か？

第1節 はじめに

第2節 人の生の諸側面 (以上51巻2号)

第3節 正常と倒錯の間 (以下本号)

第4節 責任を巡る攻防

第5節 幸福とは何か？

第3節 正常と倒錯の間

第1項 問題の限定

(1) 人格の類型

(一) 前節において、人の生には大きく分けて自律と他律という二つの形態がありうることを示唆した。そこで用いた自律的ないし他律的という用語は、基本的にはその者の有する人格¹⁾に向けられているのであり、そしてその人格は大きくその者の有する経験ないし現実認識によって規定されているのであった。以下では、自律的人格を有する者を自律者、他律的人格を有する者を他律者、ということにする²⁾。

(二) ところで、法律学の観点からしても、一個人の立場からしても、人の生に関する最大の関心の一つは、なぜ一群の人々は他者に対する侵害行為を繰り返すのか、という点にあるのではないだろうか。それも、自分が具体的な利益を得ることを目的としてではなく、単に他者を傷つけ苦しめることだけを目的としてなされる侵害行為については、その原因の究明が求められるところであろう。

前節での説明によれば、基本的には、他律者は、そのような危険性を孕んだ存在だということになるが、実は、この点は必ずしもそのように言い切れるわけではない。他律者であっ

たとしても、基本的に他者の自律的な生に対する侵害行為を行わない者は、いくらでもいる。逆に、自律者であったとしても、悪い環境に置かれ続けられれば、他者に対する侵害行為を行いやすい人格となることはあるのかもしれない。つまり、自律者である場合に、倒錯的欲求から他者に危害を加えることはないかもしれないが、だからといって自律者は他者に対する侵害を行わない者だとも、一概にはいえないのである。かくして、その者が自律者であるかそれとも他律者であるかということ自体によって、他者に対する侵害行為を行うかどうかが決まるわけではないということになる³⁾。

(三) ところが、この他律的人格の程度によっては、欲求が倒錯的なものとなってしまっており、そのような倒錯的欲求を実現しようとするところがあると推測される。以下では、人を辱め、虐げることでそれ自体が欲求となってしまっており、あるいは快を感じる対象が人格破壊的なものになってしまっている者のことを倒錯者ということにしたい。そして、そのような人格は、本稿との関係において非常に重要な問題を提起することになる。というのも、もしそのような倒錯的欲求の充足を幸福の追求と理解するならば、幸福の追求とは不可避的に他者の生や幸福と両立しえないものとなってしまい、幸福の追求自体が、否定的に位置づけられなければならないようになってしまうからである。

ところで、本稿での今までの考察を前提にする限り、倒錯的人格とはいわば、自律的な生を知らず、とりわけ愛情の存在を否定しきったところに成り立つ生なのではないかという推測がなされる。もっと正確に言えば、異常な状況に置かれ続けた者が、その異常な状況に対応するために、自然な感情の否定を常態化させたところで生まれる生ではないかと推測されるのである。まさに、自然な感情・欲求に対する否定的な認識の現実化が、そのような倒錯的行動だということである。

倒錯的な人格が、基本的にその者の特殊な現実認識に起因するということであれば、そのような倒錯者による倒錯的欲求の充足は、本来的な幸福の追求には当たらないということもできる。そして、そのような理解は、幸福をして、単なる快や個人の好みの問題にすべてを委ねてしまうのではなく、人間の何がしかの普遍的な生の形態へと帰せしめることが可能となる。

(2) 人格類型の整理

(四) 今まで、自律者、他律者、倒錯者という人格類型をさしあたり提示したのであるが、ここで、このようなそれぞれの人格類型について、簡単に整理しておくことにしたい。

(五) 自律者とは、自分の自然な感情・欲求についても、他者に対しても、基本的に信頼を有している者である。そのような信頼は、自己及び他者の自律的な生の尊重と親和的であることが想像される。つまり、そのような者が、本稿でいう自律者である。

しかし、そのような自律者であっても、他者の自律的な生の領域をどれだけ尊重するか、ということはその者の人格によって変わってくる。欲求充足の方法が即物的になればなる程、他者の自律的な生の領域への侵害を行いやすくなるということは、想像されることである。つまり、自らの生を未来に向けて切り開いてゆくにあたって、自らの生の継続・発展と他者への配慮とをどれだけ両立させられるかは、まさにその者の見識にかかっているということになる。そして、そのような高い水準における見識と習慣や技能を獲得している者のことを、正常者ということにしたい。

(六) 他律者とは、自然な感情・欲求や、他者に対する信頼が低い者である。感情に対する信頼が低いということは、感情の意識化という点でも十全性を欠いているということになる。そのような者は、自らの行動が、無秩序となりやすい面がある。あるいは、仮にそうでないとしても、規範やルーティンへの執着が非常に強くなることが多い。人との関係については、付かず離れずではなく、付くか離れるかの形になりやすいのも特徴であろう。他者に対する信頼が低いということは、自律的な生の尊重よりも、別の価値が優先されることになりやすいという面があるということでもある。あるいは、他者との関係において、欲求の充足が、他者の自律的な生の領域に入り込む形で、即物的になされることが多いということでもある。

しかし、実は、他律的な人格は、時に、正常者以上に、正常なものとなることもありうる。それは、こういうことである。他律者においては、自分の思考を自分自身でコントロールすることができないということも起こってきやすい。そのために、そのような者は、良き目標を持ったり、何かに没頭するということによって、自分の情緒の安定を図ることがある。例え、人生の出発点において他律的な人格を獲得していたとしても、その後の教育や自分が獲得した目標によって、すばらしい成果や実績を残すことがある。それは、まさに、自律的な生の維持を超える目的を本人が意識するからこそ、達成される偉業であるのかもしれない。

(七) 最後に倒錯者であるが、既に述べているように倒錯者とは、欲求が倒錯してしまっており、その倒錯的な欲求の充足を実際に行おうとする者である。意図的に他者の自律的な生を侵害する者でもある。倒錯者の場合は、既に精神障害というべき状態の者もありうるだろうが、精神障害ではなかったとしても、倒錯的な欲求の実現によって、自分の情緒の安定が獲得されている者も多いのかもしれない。いずれにせよ、倒錯者においては、現実認識の歪みが極端に強いものと推測される。

以上、様々な人格類型を列挙したけれども、それらはあくまで、大雑把な理念型でしかない。何より、それらの各類型はまったく別個のものではなく、あくまで様々な形で連続していると理解すべきものである。

(3) 考察の対象

(八) 以下ではまず第2項において、他者からの侵害がもたらす影響についても視野に入れながら、自律的な生を維持するために必要な諸利益について検討を行う。

第3項では、支配とは何かということ考察する。自律的な生ないしその領域の否定がもたらすのは、基本的には支配である。本項では、とりわけどのような要因によって支配がもたらされるのかということを確認する。

第4項では、倒錯者の行動様式と、その被害者の行動様式をあわせて考察することにした。それによって、倒錯的人格がもたらす帰結を、加害者と被害者の双方について明らかにする。

第2項 自律のための諸利益と侵害の態様

(一) 自律的な生ないしその領域なるものには、自然な感情・欲求はもちろんのこと、認識・思考に関連する類の一切の精神的活動(信念や信仰を含む)、他者に対する信頼、他者との交流・結合、自己決定、生命、身体の安全、身体的自由、名誉、信用、プライバシー、教養・文化、財産、経済活動の自由などが含まれるであろう。もっとも、ここに挙げたものが、自律的な生との関係において必要ないし重要な利益をすべて網羅しているわけではない。どのような観点から利益を特定するかによって、表現の仕方は変わりうるし、諸利益間での重複する領域も変わってくる。例えば、子供が家庭的な環境で成育させられるという利益や、あるいは自然環境を享受するという利益にしても、自律的な生との関係において重要であると思われるが、個別的に取り上げていない。以下では、自律的な生にとって必要であってかつ他者から侵害されあるいは与えられないということが起こりうる諸利益のみを検討することにする。

(1) 財産

(二) 財産というのは、一旦失われても回復されれば元の状態に戻るし、回復されなかったとしても必要なだけの金銭と物質さえあれば生存することができる。つまり、財産というのは、自律的な生との関係においては、代替可能性の点と実質的必要性の点から、重要性が相対的に小さいということになる。

この代替可能性・必要性のみならず、生まれてきたときには誰も何も持っていなかったという点も重要である。いかなる財産も、後の人生において何がしかの形で与えられた結果として、自分の所有するものとなったにすぎない。財産とは、自分自身の活動によって手に入れたということの意義は肯定されつつも、制度依存的なものと理解すべきであろう⁴⁾。いずれにせよ、生命、身体その他の自律的な生との関係において代替不可能でかつ必須のもの

比べると、財産的利益の重大性は小さい。もっとも、それは、あくまで物質的に豊かであってはじめていえることでもあるのかもしれないが。

(三) ところで、財産に対して意図的に侵害行為がなされるか、不注意によって侵害がなされるような場合には、それに対する防御のために余計なコストが発生する。つまり、その侵害への対応のために、自律的な生が部分的に奪われざるをえなくなる⁵⁾。かくして、侵害の対象が財産であっても、その侵害が意図的ないし不注意によってなされる場合には、自律的な生の部分的な剥奪が生じると考えるべきである。それは、その侵害が被害者から他者に対する信頼を奪うことの帰結である。

かくして、加害者の主観的・客観的悪性の度合いが悪くなればなるほど、被害者や潜在的被害者から他者に対する信頼を奪う度合いが高くなり、その結果として、それだけ被害者ないし潜在的被害者は、自律的な生が奪われる度合いが大きくなるということである。また、財産に対する侵害が被害者の私的な領域に入り込んでなされたり、あるいは脅迫によって財産が奪われたりする場合には、事態はさらに深刻である。それは、被害者のプライバシーや自己決定を直接的に侵害しているからである(自己決定・プライバシーについては後述する)。

(2) 生命・身体

(四) 生命や身体は、財産とは逆に、自律的な生にとって、代替可能性がなくかつ必要性を量的な観点から計れないものである。

(五) 生命に対する侵害は生の終局的剥奪である。その侵害は、本人に対してと同様に、その近親者に対しても、多大な苦痛と痛みを与えるであろう。しかし、生きるということが、何ものにも勝る価値を有しているかどうかについては疑問がなくはない。自分の子供を身を呈して救うという親の行動の説明にも窮することになるし、人間が自殺するということの理由も、説明がつかないであろう⁶⁾。

他方で、人間の自然な感情と欲求は、基本的には生きるということに向けられていることからすれば、生命に対する侵害の可能性は、被害者に最大の恐怖を生じさせるものではないかと推測される。この前提からすると、生命への侵害の危険性や可能性は、それが生じさせる恐怖によりそれを回避するための行動を不可避的に人にとらせるものと推測される⁷⁾。つまり、被害者ないし潜在的被害者にとっては、生命に対する侵害の危険性や可能性こそが、自律的な生を大きく奪う原因となるのである。

(六) 次に、身体に対する侵害についてみる。身体は、自立し自律的な生を生きるためにはなくてはならないものである。それはもとより、それに対する侵害は、多大な苦痛と恐怖を生じさせる。安全欲求は、優先順位の高い欲求であり、そのような欲求にも関わっている

という点で、身体への侵害は、自律的な生の剥奪となる可能性が非常に大きいのはいうまでもない。

(七) 身体への侵害も、子供が対等な立場でけんかをし多少の打撲を負ったというようなことであるならば、問題は小さい。しかし、例えば、市販の薬や飲食物に混入していた有害物質によって健康を損ねたという場合や、強姦や集団暴行にあったという場合は、自律的な生にとっての影響は甚大である。

このような侵害行為が自律的な生に対して多大な影響を及ぼすのは、前者については、発生した被害がおそらく回復不可能であり一定の苦痛が将来にわたって継続し続けるであろうということ、そのために従来行えていた通常の活動ができなくなるということ、被害者が多数に及ぶこと、加害者と被害者の間に立場の互換性がなくかつ加害者はそのような被害が発生しないように努めることが強く期待される立場にあったということに関わっているであろう。

後者については、侵害行為は一時的なものであり身体に受けた傷はおそらく一定の期間の経過によって回復する性質のものかもしれないが、やはり加害者と被害者の間には立場の互換性がなく、侵害行為は意図的で、かつその侵害行為は物理的・暴力的に被害者の精神と身体の自律性（自己決定とプライバシー）を剥奪する形でなされているという点が重要である。

このように、身体への侵害の問題は、身体的利益の問題としてだけではなく、被害者の自己決定やプライバシーの剥奪という問題、被害者（ないし潜在的被害者）の他者に対する信頼を侵害するという問題として、理解されなければならない部分がある。上の例の前者と同種の事件が頻発するとすれば、潜在的な被害者は莫大な数になりまた潜在的な被害者の側で採りうる回避のための措置は事実上限られてくる。後者においては、被害者が以後そのような事態を再び経験するかもしれないと予期しながら生きることは、耐え難い苦しみとなるだろう。いずれにせよ、侵害されている身体という利益の非代替性・回復不可能性に加え、生命に対する侵害と同様、強い恐怖感とその潜在的被害者に回避のための行動を強いるという面があり、そのような面が自律的な生への影響として考慮される必要があるだろう。

(八) 今、生命や身体への物理的侵害を問題にしてきたけれども、身体に対する侵害としては、身体的自由の侵害もありうる。身体的自由への侵害が監禁その他の意図的なやり方なされる場合は、集団暴行などと同様やはり被害者の自己決定やプライバシーに対する直接的な侵害となる。

(3) 私事としてのプライバシー

(九) 何をもってプライバシーに含めるかについては、微妙な面があるが、本稿においては、プライバシーを私事性によって大雑把に把握することにしたい。人間の私的な領域とは、

自律的な生との関係でいえば、まさにその人固有の領域であり、それはいわば人格主体にとって当然与えられるべき領域であるともいえる。

プライバシーが剥奪されればされるほど、一個の人格としての他者からの独立性を失わざるをえなくなる。自己責任の前提となるべき自己決定が奪われるに等しい状況だということでもある。プライバシーや自己決定の剥奪は、人格的存在としての人間の死であるだろうことが想像されることからすれば、プライバシーや自己決定は、いわば自律的な生の核だということになる。

(十) プライバシー侵害には、他者の私的領域に同意なしに入り込むということはもとより、それを一般的に公開するということも含まれる。さらに、そのような私的な事柄に関する自由を剥奪する行為も、プライバシーの侵害となる。私的な領域というのは、基本的には自由な自己決定に基づいて生まれてくるものであるので、私事に関する自己決定が剥奪されているということは、私的な領域が奪われているに等しいということになろう⁸⁾。

ところで、最も直接的な他者に対する支配は、自己決定の剥奪という形態をとる。自己決定に対する侵害は、物理力や脅迫や情報操作などによって行われるが(本節第3項参照)、いずれにせよ自律的な生に対する軽視、ひいては他者の人格に対する軽視の認識がなければできないことであろう。端的に言えば、プライバシー侵害を行う者というのは、本稿の用語で言えば、多くの場合倒錯的な欲求を持っている者だということになる。他者の自律的な生の領域に対する尊重の意識がない者、ひいては自己決定の意識がない者は、他者の生命や身体を侵害していなかったとしても、プライバシー侵害をすることは少なくない。その点は別にしても、プライバシーに対する侵害は、その意図なくしては通常は起こりえないものである。

(十一) このプライバシーの問題は、不可避的に倒錯者の問題と関連している。大人の立場からの愛情や配慮を前提とした関係がある場合には、自己決定やプライバシーに対する侵害ということの問題にする必要が圧倒的に小さくなる。例えば、子供が相手である場合、大人同士では介入できないようなプライバシーの領域にもその子供の利益を目的として介入せざるを得ないということがありうる。人間の自然な生こそが自律的な生であるのだと理解する限り、そのようなパターンリズムはむしろ自律的な生と不可分の関係にあるということになろう。ところが、倒錯者は、パターンリスティックな介入を装うことによってすら、自己決定やプライバシーの侵害を意図的に行おうとする。自己決定ないしプライバシー侵害の問題が非常に深刻とならざるをえないのは、倒錯者の存在によるところが非常に大きいということになろう。

(4) 教養・文化

(十二) 今まで自律的な生との関係で、特定の者によって具体的な侵害が可能な利益をみ

てきた。しかしながら、自律的な生を獲得しそれを継続、発展そして継承してゆくためには、教養が必要である。字を読むことも、数を数えることもできなければ、たとえ健康な肉体と知能を有していたとしても、自立すること自体が難しくなる。

教養を身につけることにより、さらなる知識の習得や様々な他者との交流が可能となり、より人として健全で文化的な生活を営むことが可能となるのに対し、教養がないことにより、さらなる知識の習得自体が困難となり、あるいは他者との交流自体が非常に限定されたものにならざるをえないというようなことが起こってくる。

人間は良き者と交わり、良きものに触れ、良きものを見聞きする中で、さらに良い方向へと成長してゆくのであって、悪い者と交わり、悪いものに触れ、悪いことばかりを見聞きしていれば、そのような人格が固定化されることになりやすい。

人間を自律させ正常ならしめるために、教養や文化は必須不可欠なものと思われる。

(5) 他者との交流・結合

(十三) 人間には、所属・愛情欲求や承認欲求が存在していることからして、他者との交流や結合は人間が人間として存在するにあたって必須不可欠のものである。人は他者とのつながりを通じて成長してゆく存在であり、他者との交流の可能性が奪われること自体が、人格に甚大な影響を及ぼすことは容易に推測されるところであろう。どれ程何かに関する研鑽をつもうとも、他者との交わりがなければ、貧弱な人格にしかかなりえない。逆に言えば、他者との交わりが存することにより、他者の知見を自らのものとし、良き目標、良き人格を持つ可能性が生まれもする。倒錯者ですら、出会い次第で良き方向へと人格を変えてゆくことが可能となろう。

(十四) どのような方法によってであれ、人と交流し結合することを不可能にされてしまえば、その者は孤立せざるをえなくなり、それによって自尊心や尊厳をいたく傷つけられ、さらには本来様々な交流を通じて存在していたはずの可能性が奪われてしまうことになる。他者との交流が剥奪されてしまえば、様々な有益な情報が手に入りにくくなるということにもなる。

名誉・信用、プライバシーといったものは、他者との交流や結合を可能にするために、必須のものである。名誉・信用が毀損され、プライバシーが侵害されている状態にあって、他者と交流ができるということは、ほとんど考えにくい。とりわけ、名誉や信用に関わる事柄について真実とは異なる情報がまことしやかに語られたり、あるいは例え真実であったとしても私事であって人に知られるべきいわれのない情報が公開されたりすれば、他者との交流や結合の可能性が奪われることにつながってゆく。

とりわけプライバシーに関しては、プライバシーの剥奪が他者による支配という問題に関

わっているというだけでなく、他者との交流・結合のために不可欠の利益であるという点でも理解される必要がある。

(6) 他者・国家に対する信頼

(十五) 他者に対する信頼がなければ、人間は正常には生きられないということを既に第2節で述べた。つまり、他者に対する信頼は、自律的な生を維持するために非常に重要な要素だということになる。

(十六) 公共の空間や社会ひいては国家に対する信頼もまた、他者に対する信頼と同様、重要である。国家の法律によって我々の他者に対する信頼が保護されているからこそ、信頼を侵害する者には制裁が加えられ、回復が命じられるのである。そのような法が存在しているということは、国家がある程度、我々の信頼にこたえる形で機能しているということでもあろう。

他者や社会に対する信頼が失われれば失われるほど、国家は分裂し、国民一人一人が自己利益のみを追求するということにもつながりうる。他者や社会に対する信頼が多くの人にとって増大するような方向においてではなく、単純に自己利益のみを追求することの先には、おそらくは何かの破綻がありえよう。全体として信頼が減少し喪失されてゆくなかで、自分だけが安全で信頼に包まれて生きることが不可能であることは、容易に想像できる。

(十七) このことからいえるのは、自律的な生とは、環境依存的な生だということでもある。自律的な生が尊重され、それが保護されるような環境がなければ、自律的な生は簡単に頓挫してしまう。それはまた、自律的な生なるものが、自分だけ、あるいは一部の者だけによって、享受されうるという性質のものではないということでもある。

そのように考えた場合に、国民一人一人の自律的な生にとって、他者ないし国家というのは、非常に重要な意味を持っているということになる。

(7) 配慮—信頼の一端

(十八) 人の自律的な生ないしその領域に対する尊重の意識は、基本的には、他者に対する配慮という形で現れてくる。そして、逆にいえば、そのような他者からの配慮があってはじめて、人は、自己決定に基づいて生きられるということになる⁹⁾。ちなみに、配慮とは、侵害行為をしないというだけでなく、さらに積極的に他者に対して何かを提供するという行為を生み出すものである(配慮とただの無関心は決定的に異なる)。

想像の中で自分を他者の立場に置いてみることによって、自分がその人の立場なら自分はどうのように感じるか、ということを考える。その上で、他者の嫌がることを(はからずも意

図せずして自分がしてしまうこと) を避け、そしてより近しい関係の他者に対しては、常識の範囲内で他者にとって必要であるはずのもの(物理的な物であれ、情報であれ、環境であれ) を無理のない範囲で提供してあげるといふことも、人間にはままあることである。

(十九) 今ここで、他者の立場に想像の中で自分を置いてみるという思考方法を述べたけれども、当然のことながら、相手とコミュニケーションをとることができるような関係があれば、コミュニケーションを通じて相手の感情・欲求や認識・思考を知ることができやすいのは確かである。しかし、たとえコミュニケーションがとられていたとしても、相手との精神的な距離やその他の要因によって、伝えられることと伝えられないことがある。それ故、言語によるコミュニケーションには、どこまでいっても限界があるということにもなる。それ故、上記のような思考方法は、誰との関係であっても、基本的に不可欠のものであるのかもしれない。

他者への配慮は、当然のことながら、相手とどのような関係にあるかによって変わってくる。道ですれ違うだけの人であれば、その状況なりの適切な距離を置いてすれ違うだけであろう。同一地域に住む住人同士、あるいは学校の同級生、職場の同僚ということになれば、会話する必要も多々生ずるだろうし、さらには何がしかの目的のために協働するということも必要になる。ましてや、友達や親友、恋人同士ということになると、無目的に一緒に過ごす時間ももっと長くなり、相手の好き嫌いもかなりわかってくる。家族ということになると、ある意味では運命共同体であり、さらに相手との関係は近いものとなる。関係が運命共同体に近くなればなるほど、例えそれが私事であっても自分の自己決定が他者に与える影響は大きくなる。

いずれにせよ、このいずれの人間関係においても、自律者同士にあっては基本的に、他者の自己決定やその他の自律的な生の領域を尊重しつつ、他者に対する配慮を行いながら、他者との共生・協働を図っているということになる。

(二〇) ちなみに、様々な点で成熟にいたっていない子供の自己決定については既に述べたが、同様にいくら成人した大人であろうと、何歳になろうと、知らないことわからないことは山ほどあるのであり、適切な判断をなすうするためには、適切な情報が必要である。また、障害がある人には、その障害と共に生きられるだけのサポートが必要である。障害の形態によっては、その者のために第三者が適切な判断を与えることこそが求められるということもある。いずれにせよ、それらを適切に与えるのは、結局のところ他者に対する配慮という意味での愛情以外にはないのかもしれない。逆に言えば、そのような配慮が少なければ少ない程、弱い者、弱い立場の者の自律の可能性は閉ざされることになる。

第3項 支配の構造

(1) 支配の定義

(一) 支配については、様々な観点から述べることができるのだけれども、本稿では支配について次のように定義することにしたい。すなわち、本来、他者が自律的な生を営むにあたって当然必要な利益につき、それを奪わない責任もしくは与えるべき責任を常識的に負っている者が、そのような責任に反して、それを他者から奪いもしくは他者に与えないこと、またはそのような可能性が生じさせる恐怖感により、以後、その者に対する拒絶不可能性の認識を被害者に獲得させることにより、本来被害者が有していたはずの自律もしくは自己決定を部分的もしくは全面的に奪うこと、である¹⁰⁾。

(二) この定義は、支配というものを非常に広く捉えている。例えば、通り魔による加害行為も、この定義からは、被害者に対する支配となる。つまり、加害者は、誰もが負っているところの他者の生命・身体を侵害しない責任に反したことにより、被害者から自由と自己決定を部分的に奪っており、そこに支配が発生しているということになる。そして、のみならず加害者は、被害者から公共空間での安全の認識を奪ったのであり、その結果として、被害者はその恐怖感から以後、屋外での活動に非常に大きな制約を課されることになる。

このような場合において、被害者が以後外出しなくなったことを指して、被害者の自己決定だということとはできない。この自己決定は、加害者による侵害行為によって歪められたものであり、外出しないという選択は本来的な自己決定の結果ではない¹¹⁾。そのような状態も、本稿では支配と位置づけられる。

(2) 拒絶不可能性の認識

(三) ところで、この例における支配は、加害行為とそれ以後の二つの時点でともに存在していると考えられるのだが、とりわけ加害行為以後の被害者の状態を指して支配であるというのは、自律的な生の領域への他者からの侵害について拒絶可能であるという認識を、加害者が被害者から奪っているからである。

自律的な生の領域について、他者からの侵害に対する拒絶可能性の認識を喪失すること、または拒絶不可能性の認識を獲得することは、自己決定の意識が剥奪されるということでもある。つまり、拒絶不可能性の認識を強く獲得していればいるほど、自己決定の意識は失われているということになる。ちなみに、そのような認識は、否定による認識・思考と非常に親和的である（否定による認識・思考については本章第2節参照）。

このような拒絶不可能性の認識を有している者は、他者の支配を目論む倒錯者にとっては、支配や攻撃の対象として非常に好都合であろう。そのような新たな倒錯者の出現の可能性の増大も含め、一旦拒絶不可能性の認識を強く獲得してしまえば、他者からの侵害を前提にし

た生が固定化されやすいのかもしれない。

この拒絶不可能性の認識が強く獲得されればされるほど、財産その他の物質はもとより、名誉・信用、プライバシーといった非物質的自己、さらには自分の自然な感情・欲求、認識・思考といった内面的自己についても、自己固有の領域であるという認識が奪われることになりやすいであろう¹²⁾。そのような者にあっては、拒絶不可能性の認識のために、他者からの攻撃回避のための思考を止めることができず¹³⁾、あるいは自己破壊的な行為をやり続けるということも起こりうるであろう¹⁴⁾。

(四) また、侵害されているのが、名誉・信用、プライバシーといった非物質的なものであったとしても、それらが侵害され続けることにより、拒絶不可能性の認識を強く抱くようになるということはある。回復不能なほどに信用が傷つけられ、その結果として必然的に他者と交わることができなくなるということもある。人との絆が断ち切られてゆくことにより、非常に大きなダメージを精神に受けることもありうるし、そのような方法によって孤立させられることにより、有益で重要な本来提供されるべき必須の情報がますます届きにくくなるということもある。また孤立している状態こそによって、倒錯者によるさらなる攻撃の標的になりやすいということもある。

いずれにせよ、侵害ないし支配に対して拒絶不可能であるとの認識を与えられれば、自律的な生はそれだけ剥奪されることになる。つまり、自己決定ないしプライバシーが尊重されるという意識が、奪い去られている状態だということになる。圧倒的な暴力によるのであれ、あるいはその他いかなる方法によるにせよ、本来の自然な感情や欲求からすれば避けたいと思われることを強要されあるいは脅しとして用いられることによって、自己決定の可能性が認識の上奪われてしまえば、被害者はますます加害者ないし潜在的加害者に隷属することになる¹⁵⁾。

(3) 孤立化

(五) 倒錯者からすれば、最も支配を行いやすい相手は、孤立している者であろう。

つまり、他者を支配しようとする場合には、被害者を孤立させるということが意図的に行われることがありうるということである。それは特に、いじめなどにおいて典型的にみられるが、被害者の孤立化は、加害者が多数であってはじめて達成されるものであるわけではない。乳幼児や障害者などは、望むと望まざるとにかかわらず、はじめから弱い立場にあり、自ら外界とコミュニケーションをはかる手立てがない。そのため、養育者・介護者次第で、簡単に孤立が達成されるということになる。

そのような物理的な状態によらない孤立化もありうる。それは、自由なコミュニケーションの剥奪によって行われることになる。自由なコミュニケーションが維持されていれば、嘘

はいつかの時点でばれるものである。倒錯者は自分の嘘がばれることを阻むためにも、人を孤立させ、自由なコミュニケーションを阻むことを行ないうる。

(六) かくして、被害者の名誉・信用、プライバシーに属する何がしかの虚偽の情報をその集団内において流通させることにより、そもそも被害者が他者と接触できる可能性自体を閉ざすということが行われることもある。ちなみに、プライバシーに属する情報は、他人には本当かどうかわからないので、そもそも接触することそれ自体を避けるような情報を流布させれば、容易に孤立化という目的を達成することも可能となろう¹⁶⁾。

(4) 情報操作

(七) 虚偽の情報、あるいはプライバシー情報を用いた孤立化ということを述べたけれども、被害者に虚偽の情報を提供したり本来与えられるべき情報を与えないなどの方法による情報操作は、被害者の自己決定に直接影響を与えることができるという点で、非常に巧妙な支配であるということになる。独裁国家における例を見るまでもなく、人の支配が現に行われている集団にあっては、多かれ少なかれ情報の操作が行われていることが多いであろう¹⁷⁾¹⁸⁾。その意味で、支配のためのナイーブな手法ではあるのだけれども、支配のための効果は非常に大きいのかもしれない¹⁹⁾。

(5) プライバシーの剥奪

(八) 支配を維持・貫徹するためには、被支配者を監視しておく必要がある。そのため、他者の支配を目論む倒錯者は、支配状態を維持し続けるために、被支配者のプライバシーの剥奪を行おうとすることが少なくない。独裁国家であれ小集団であれ、支配が現に行われているところでは、たいていは被支配者のプライバシーを剥奪するシステムが存在している。また、プライバシーの剥奪には至らなくとも、様々な個人情報を把握することは、支配の対象となる人間をうまく管理するために、有効でありうる。

先ほど情報操作について言及したけれども、情報操作自体が、人の自己決定の操作なのであり、それもまた広い意味においてプライバシー侵害に属すると理解すべきものであろう。逆にいえば、プライバシーが一切侵害されることなく尊重されているのであれば、それは自律的な生が保護されている集団であり国家だということになるのかもしれない。

(6) 評価主義

(九) ここで、支配に付随したある事柄を説明するために、評価主義と実体主義という二つの観念を定義し、それを用いることにしたい。すなわち、評価主義とは、この現実世界の実際の事物のありようとは無関係に、評価(という形の現実認識)が人々の間で通用してい

る場合の人々の思考様式ないしそれが通用している状態を指している。他方で、実体主義とは、この現実世界の実体に即した現実認識が基本的に一人一人の人間において獲得されているか、獲得されることが目指されており、そしてそれに基づいて実体に向けての取り組みがなされている場合のその人々の思考様式ないしそれが通用している状態を指す。

(十) ところで、この評価主義という思考様式は、本来、拒絶不可能性の認識と親和的であるということに留意すべきであろう。他者に対する拒絶不可能性の認識を有していなければ、基本的に、評価主義の思考様式に陥る必要がない。他者がどのように考えようが自分は自分なのであって、現実には即した実体主義の思考様式に従って、実体への適切な働きかけを中心に生きることが自分の利益に最もかなうのである。つまり、評価主義とは、敢えてそのような実益を無視したところで行われる思考様式なのであり、それ故、支配が一切存在しない状況において、敢えて評価主義の思考様式を用いるべき理由はないということになる。

評価主義の思考様式にあつては、それが実体から乖離している以上、何がしかの基準が必要になってくる。例えばオウム真理教の事件であれば、結局、教祖が示す考えが基準であったということであろう。拒絶不可能性の認識を持つ者は、評価（それは、認識・思考が実体から乖離する度合いが大きければ大きいほど、何が正しいのかという思考様式の衣をまとわせて支配者から提示されやすいことにも注意が必要である）を絶えず求めざるをえないものと思われる。評価主義の思考様式にあつては、実体が思考の基準になっていないために、自分が受け入れられ認められることこそが自己目的的にならざるをえないのかもしれない。

(十一) ちなみに、それ故評価主義は非常に近視眼的な思考様式であるといえる。実体を無視して評価だけを直接的に求めようとする以上、近視眼的になるほかないともいえる。ちなみに、真理の探究は、この評価主義の対極にあるものであろう。かつて宗教裁判の場である科学者が「それでも地球は回っている」と述べたというような逸話が伝えられているが²⁰⁾、えてして支配の存在するところでは、支配者にとって都合の悪い事実や自由な言論は封殺されることになる。

(十二) この評価主義というものは、支配の存在するところではたいてい多かれ少なかれ存在していると思われるのだけれども、その最たるものが、身分であり、差別であろう。差別は現在でも様々なところで存在しているであろうが、これが評価主義の思考様式によってもたらされているということは、差別を考える上で重要である²¹⁾。

第4項 倒錯者と被害者の行動様式

(1) 倒錯者の行動様式

(一) 倒錯者というのは、歪んだ現実認識に基づいた歪んだ欲求を充足させることを現実に行おうとする者である。そのような倒錯者にあつては、自己決定の意識が乏しいかあるい

は自己決定の意識はあってもそれは我々が普通経験しているものではないと推測されることになる。この自己決定とは、あくまで感情との調和の上に存在するものだという前提なのであるが、それは感情本位ということとは異なる。他方で、感情をまったく無視した行動選択でもない。

自己決定とは、自然な感情・欲求とのバランスを図りながら目的遂行のための理性的な判断をなすということである。かくして、感情本位であっても、感情無視であっても、おそらくそれは自己決定がないというべきものなのである。まして、倒錯者の場合は、自然な感情・欲求自体が否定されてしまっている。つまり感情を慮りながら意志活動をなすという当たり前の前提がない。かくして、自己決定が常態的に奪われているということになる。いずれにせよ、常態的に自己決定の意識が欠けているということは、総じて、責任感がないということである。あるいは、現実はその者が置かれている立場や状況において相応なものよりも、本人の認識している責任が重すぎたり、あるいは軽すぎたりするということでもありうえよう。つまり、実体を前提とした責任の認識がないということである（責任の問題については本章第4節参照）。

(二) 倒錯者は、他者との距離が著しく近い。自律的な生を否定したところに存在する対人距離は、総じて近すぎるか、離れすぎているかということになりやすい²²⁾。

倒錯者というのは、自分より強い者、強い立場の者との関係においては、自分の倒錯者としての姿を現すことは少ないであろう。そのような者が倒錯者としての姿を現すのは、総じて、自分より弱い者、弱い立場の者との関係においてである。倒錯者は、被害者との関係において、被害者を支配することによってストレスを解消し自尊心を満足させる。いわば、自分が特定の他者よりも優越的な立場にあるということ、そして現にその被害者を自由に操ることができているということこそが、自律的な生の尊重を知らない者にとっては、心地よいということであるのかもしれない。

(三) さらに述べるべきことは、倒錯者にあっては嘘を述べることが多いということである。そもそも、倒錯という人格それ自体が、嘘の現実認識の上に成り立っているともいえるのであるが、いずれにせよ、評価主義の思考様式を用いて実体を無視して物事を認識・思考している以上、倒錯者であって嘘を述べない人間というのはむしろ少ないように思われる。

(四) ちなみに、本来、自立的に生きている自律者にとっては、他者を責めることも、自分を責めることも、あまり意味がないということが認識されていることが多い。どれ程自分を責めてみたところで、あるいは他者を責めてみたところで、より良い未来の実現に向けて何か意味のある進歩が生じるわけではない。

ところが、倒錯者の場合、責める、ないし馬鹿にするという思考を常用していることが非常に多いであろうことが推測される。それは、責めることや、馬鹿にすることは、他者の人

格に対する非常に強い否定なのであり、自律的な生の尊重を知らないということ自体が、そのような思考形態との親和性を強く推測させるということになる²³⁾。

(2) 被害者の行動様式

(五) 倒錯的欲求から他者の自律的な生を意図的に侵害する者の存在は、被害者ないし潜在的被害者にとって非常に危険である。意図的な侵害行為からの防御ということになると、被害者は、その倒錯者が逮捕されるか、あるいは死亡してしまうかしない限りは、常に侵害の危機にさらされ続けるということにもなりかねない²⁴⁾。つまり、防御の困難性、そしてそれがもたらす被害者側への負担、ひいては被害者側の人生の破滅という被害の甚大さの点で、倒錯者による侵害行為は特筆すべき性質を有している²⁵⁾。

(六) その点はさておき、自律的な生の剥奪を目的とした侵害に曝された者は、既述のように、侵害行為に対する拒絶不可能性の認識を獲得することが多い。拒絶不可能性の認識は、不可避免的に他者との距離を近くし、あるいはその反対に遠くするというを生じさせる。感情・欲求、認識・思考といったものについてすら、拒絶不可能性の認識次第で、他者からの独立性を奪われてしまうということになる。拒絶不可能性の認識を獲得してしまった人は、魅入られたかのように、自分が本来最も避けたいところへと、進んでいってしまうということも起こってくる²⁶⁾。

拒絶不可能性の認識の影響は、様々な事柄に現れてくる。例えば、他者との関係において拒絶不可能性の認識を有しているが故に、他者が投げかける評価によって、自動的に自己規定がなされてしまうということになりやすい。

(七) ところで、他者をして倒錯者であるとの認識を被害者が有している場合、当然のことながら、他者に対してどのように接してよいかわからないということが起こってくる。相手が自律者であるのであれば、お互いに自律的な生の領域を尊重するというで事足りるのかもしれないが、相手が倒錯者であって自分が相手よりも弱い、弱い立場にあれば、相手がどのような評価基準を持っているかがわからないために、そのような評価基準を探りながらの接触ということになるであろう。

ちなみに、被害者の立場からすれば、相手が倒錯者であるのか、それとも自律者であるのかということを簡単には識別できないことがある。いずれにせよ、被害者の目からは、単なる神経質な自律者を倒錯者であると認識することもあれば、自律者からの配慮を自分に対する攻撃と認識せざるをえないこともありえよう²⁷⁾。いずれにせよ、被害者というのは、総じて身構えており、しかしながら拒絶不可能性の認識のために、ある面では非常に強い無力感を有していながら、対人関係に特殊な形で気を遣う人だということになるのかもしれない。

(八) 評価主義が機能している集団に属し、長期間にわたって実体とは無関係でありかつ

何の合理性も整合性もない評価主義の中で生きてきたような人の場合、実体に向けての努力より、まずは作り出される評価の基準への順応を試みようとするだろう。結局のところ、倒錯者の矛盾に満ちた評価基準を前提にした場合、もしそれに対する拒絶可能性が自分にならなければ、そこで生き抜いてゆくために、自分が受け入れられるということ、あるいは認められるということ、直接的に実現するしかないということになる。つまり、被害者は、倒錯者と同様、他者との距離が近くなりがちなのだけれども、それは被害者の本心であるというよりも、自律的な生の領域に対する侵害につき、拒絶不可能性の認識を持っているからこそ、相手が倒錯者である可能性を前提にして、評価主義に順応しようとしている姿だということになるだろう。

第4節 責任を巡る攻防

(一) 自律的で正常な生と、他律的な生や倒錯的な生にあっては、本人の責任感に関して、非常に大きな差異が生じる。そこで、以上での考察を踏まえつつ、本節においては責任の問題について論じることにはしたい。

(二) ところで、責任という用語は様々な局面において様々な観点から用いられるものであるけれども、まずは我々の通常感覚を前提としてそれをみることにしたい。

ちなみに、責任感という言葉がある。責任に関する我々の通常感覚とは、いわばこの責任感に関するものだということになる。責任感というと、責任感が強いとかあるいは責任感がないという形で言われることが多いけれども、人間である以上、自分の責任というものを、必ず実感を伴って感じることもあるものと思われる。そして、この責任感というものは、実は自律的な生と不可分の関係にあるということが重要である。以下、そのことを見るのであるが、そのような考察の最後に、そのような責任の延長にある法的責任について言及することにはしたい。

第1項 経験の不可欠性—原因と結果の連鎖の知識

(一) 多かれ少なかれ、子供の頃は、屋外で遊んだ経験を誰しも有しているであろう。このような経験は、自然の因果的連鎖、つまり原因と結果の自然の結びつきについて、知識を獲得するために、非常に重要でありかつ有効であると思われる。例えば、木に登ったり、川で泳いだり、その他ありとあらゆる面白そうなことをしながら、この現実世界の実体に関する知見を広めてゆくというのが普通の成長の仕方であろう。

最初はただの興味から木に登っていたのが、あるときに木から滑り落ちたという経験をすのかもしれない。木から滑り落ちたことによって、それがどれ程痛いか、あるいはどのような

な怪我をするか、そしてその怪我が治るのにどれだけの時間がかかるか、などがわかってくる。そうした経験をすることで、以前は単に怖いもの知らずで木に登っていたのが、以後は木に登るにしても計算ができるようになってくる。計算できるようになるというのは、発生するかもしれない結果の本当の怖さを知ったおかげで、その危険を避けるための行動をとるということである。これ以上の高さから落ちたら助からないかもしれないとか、登るときには安全な枝をきちんと探しながら登らなければ落ちる危険性が高まるとか、そういったことを考えながら、一つ一つの選択をしてゆくようになるということである²⁸⁾。

(二) つまり、人間というのは、外界に対する働きかけを行い、そしてその結果を自らが様々な形で体験することにより、原因とその結果との因果の連鎖を知るようになるのである²⁹⁾。このような因果の連鎖に関する知識の獲得は、一個の生命体としての人間が生きている限り、永遠に続けられるものと思われる。

第2項 責任感の淵源—信頼の中身

(一) ところで、責任感というものは、基本的には他者との関係の中で初めて発生してくるものであろう。少なくとも、この用語の通常的使用方法からすれば、そのような理解の仕方が正しいように思われる。この地球上に人間が自分一人しか存在していないという状況においては、責任感が発生のしようも問題になりようもないということである。

つまり、この責任感とは、人が他者との関係の中で負っているであろう諸々のありうべき責務に対する、当該主体の認識とそれを果たすことに向けられた当該主体の意志を指して、通常は用いられているものと目されるのである。

そして、先ほど見た原因と結果の因果の連鎖についての認識は、実体主義を前提とした自律者同士の関係にあっては、いかなる局面においても問題になりうるのであるが、こと責任という問題との関係においては、主として次の三つの観点で関わってくることになる。一つは、自分が一体どのような責務を他者との関係において負っているのか、という認識の形成に関わっている。二つには、他者に対して負っている責務を果たすに際して、行為主体が行なうべき、実体に向けての取り組みのありようを、行為主体の認識面で規定する。三つには、自分の行為が直接的・間接的に他者に与えた結果(とりわけ不利益)につき、それが自己の行為に起因するものである(あるいはない)という認識を、行為主体に形成させることに関わっている。

(二) そのような認識は、いずれにせよ様々な経験を通じて初めて獲得されるものである。同時に、人が他者に対して負うべき責務の内容は、あくまでその者の年齢や立場や状況といった一般的な要因と、特定個人間のそれまでの関係のありようという特殊な要因の双方によって、規定されるものである。

例えば、赤ん坊が他者に仮に何がしかの不利益を発生させたとしても³⁰⁾、その赤ん坊の責任を問う者はいないし、また現に問われるべきでもないであろう。つまり、赤ん坊は、どれ程、養育者の手を煩わせる存在であったとしても、何ら責任を問われる状況にも立場にもないと、普通は理解されているということになる。

ところが、年齢を経るにしたがって、それ相応の責任を負わなければならなくなる。普通の生育の過程を通れば、その時々々の年齢にしたがった責任が家庭の中で与えられることも多いであろう。そのような経験を通じて、共同生活の中での、自分の役割を知り、責任を負うということを知るようになる。

それは、家庭の外での集団の中でも、同じである。学校の友達との関係の中で、あるいは学校のクラスあるいはクラブの中で、他者との相互交流を前提とした付き合いが、一人一人に責任に関する様々な経験を与えることになる。そして、その責任を自分がどのように果たしたかということによって、他者からの評価や反応が変わってくる。自分の言動・行動の他者への影響を、直接的・間接的に知ることこそが、いわば責任の内容を理解するための貴重な機会となる。

まさに、そのような様々な経験の積み重ねや伝聞・会話等を通じての知見が、人と人との関係の中で、様々な立場・状況において人が他者に対して負っている責任の内容についての理解を深めてゆくことにつながっているのであろう。このようにみえてくると、責任は、信頼を前提とした人と人との関係を維持・発展させるための不可欠のファクターであるといえるのかもしれない。

(三) 本章第2節において、人の人に対する信頼に言及した。しかし、そこでは、この信頼が、一体、具体的にどのような内容を有しているのかについては明らかにされていなかった。本節での考察を経た今、この信頼について、その内容を表すための言葉を我々は獲得したということになる。

以上のことから、単に他者の自律的な生を侵害しないことだけをして、信頼という語の内容が尽くされているわけではないことは、明白であろう。それはあくまで、信頼の最低限しか表していないということになる。人の人に対する信頼とは、いわば一人一人の置かれた立場・状況において、人と人との関係の中でその人の負っている責任をどれだけ正確に把握し、そしてそれをどれだけ適切に果たしているか、という観点からはかられるものだけということになる。つまり、信頼は、自分の行為が他者にどのような結果を及ぼしたかについての実体の観点から、判断されるということである。

第3項 評価主義の危険

(一) 前節においてはしばしば、評価主義という思考様式に言及した。そして、今見たよ

うに、人の人に対する信頼は、あくまで実体主義の観点から理解されるべきものであった。このような実体主義の観点からの思考を前提として、一人一人が自分の負っている責任を果たしながら、信頼というものを絆として共存、協働のなされている世界が、いわば自律的な生の尊重される世界だということになる。

(二)ところが、倒錯者の世界は、その丁度逆になる。このような意味における信頼というものが、基本的には前提にされていない。かくして、それぞれの立場・状況を前提とした責任が常識的な判断に基づいて観念されるということもなければ、各自が自発的に責任を果たすということも、前提にされていない。そのために、暴行・脅迫といった物理的な暴力によるのであれ、あるいは詐欺その他の情報操作によるのであれ、直接間接に自律的な生の領域を侵害し、他者の自己決定を歪めることにより、自分の欲望を充たすということが行われやすいということになる。

ところで、既述のように、評価主義というのは実体を見捨てているために非常に近視眼的である³¹⁾。近視眼的であるとは、自分の欲求の充足、ひいては自分の言動や行動に関して、何ら長期的・継続的な展望がないということである。自分がその負っている責任を適切に果たさないことによって、将来どのような不利益が相手ないしその他の関係者に発生するかということへの配慮がなされていない。仮にそれらが認識されていても、自律的な生、ひいては他者の生命・身体・人格・人生などといったものが軽視されているために、そのような行動が止まりにくいということでもある。

(三)評価主義の思考様式においては、他者からの評価が実体から切断された形で理解されている。つまり、評価などというものはそもそもいかようにもなりうるものなのであって、だとすれば他人の利益に配慮して、実体への取り組みを真摯に行うのは馬鹿馬鹿しい、あるいは無意味だということにもなりやすい。そもそも端的に自分の欲望を充たすことだけを考えばよいという考えになりやすいのかもしれない。

かくして、自己決定の意識の不存在の問題とも重なって、評価主義の思考様式を持っている人間は、著しく責任感が乏しいということがありうるということになる。但し、人によっては、この点は逆になることもある。すなわち、評価主義というのは、実体からある程度切断された形での他者からの評価を前提に物事を思考する思考様式であるから、実体を見捨てて本来負うべきである以上に責任を感じる者もありうるということになる。いずれにせよ、評価主義を前提にして思考がなされている場合には、責任を負いすぎたり、あるいは負わなさすぎたり、というようなことがしばしば発生してくるということになる。

第4項 法的責任への示唆

(一)いうまでもなく、評価主義、ひいてはその先にある倒錯的な生は、実体を見捨てた

不自然な生なのであり、それを基準として、法的責任が構成されているというようなことは、あまり想像できない。もっとも、本節における考察を前提にする限り、人による人の支配を前提にした国家においては、評価主義を前提にした法的責任も、おおいにありうるということになる。しかし、少なくとも日本をそのような国と同列に位置づけるべきではない。

私たちの国においては、人間の自然な生であるところの自律的な生を基準として、法的責任は構成されることになるはずであるし、またそうあるべきであろう。つまり、法的責任は、先ほど責任感に関して述べたような通常人の感覚が前提にされるものだということになる。以下では、そのような前提からした場合の日本法上の法的責任に関して、推測されるところを記すことにしたい。

(二) ちなみに、このような法的責任を別の用語で表すとすれば、結局、個人責任ないし自己責任ということになる。もっとも、この個人責任・自己責任という用語は用いられることが多いわりに、厳密な定義を有していない。とりわけ、自己責任という用語は、むしろ法律以外の文脈で用いられることが多いため、それを厳密な定義なしに用いることについては、躊躇する部分がないわけではない。しかし、そうではあっても、このような責任を、自己責任という用語で表すことに問題はないように思われる。

この法的責任としての自己責任とは、人と人との関係の中で、それぞれの立場・状況を前提に発生してくるものであり、かくして法的責任として人が負うべき責任の内容は、あくまでそのような立場・状況においてその者に負わせることが実体主義の観点から公平と目されるものということになる。

(三) 今まで、責任に関することを論じたときに、公平について言及することがなかったのにもかかわらず、ここでいきなり公平という観念を持ち出すことに、議論の飛躍があると思われるかもしれない。しかし、責任ないし信頼というものが他者との関係の基盤として機能している状態を前提に考える以上、公平という観念が問題になるのはむしろ当然であるように思われる。それは、通常私たちが人の責任について考える場合には、実体的観点から立場・状況をすべて見た上で、その者が負担することが公平であるだろうと目される責任の内容を特定するという作業を行っているからである。つまり、法的責任が、公平の観念と結びつくのは、結局、そのような通常人の思考様式が法的世界に取り込まれたということにすぎないのかもしれない。

もっとも、このように述べた場合に、それは単なる言葉の言い換えに過ぎないのであって、公平というものが何なのかが明らかにされなければ、法的責任について何の判断基準を示したことにもならないという批判は、ありえよう。ただ、それはここで考察されるべき問題ではなく、その点については措くことにしたい。

いずれにせよ、法的責任は、自律的な生を前提にした上で判断されるものだということが

ここでは重要である。かくして、一般論としていうなら、自律的な生ないしその領域の尊重を前提にした世界を我々の国では構想している以上、ある者の自律的な生の領域内から他者に対して発生した危険や損害は、当該領域を自己の領域としている者が責任を負うということになるだろう。

(四) 以上、日本法上の法的責任として推測されるところを述べた。法的責任がこのような内容のものになっているかどうかは、基本的には、自律的な生の尊重を前提とした世界が日本という国家において目指されているかどうかによる。そして、それについては、ここではもはや立ち入らない。

第5節 幸福とは何か？

(一) 本節において確認したところの倒錯的な人格は、まさに人間の自然に反するものであるのだが、それは基本的にはその者の獲得してきた現実認識によるものであった。それ故そのような者もまた、良き出会いを通じ、適切な現実認識さえ獲得すれば、いつかは自律的人格へと変化してゆくであろうことが期待されうる。

以上のことからすれば、倒錯者による倒錯的欲求の充足を指して、幸福の追求と呼ぶことは決してできないというのが本稿の立場だということになる。そして、そのような生の無意味さは、本章全体を通じて示してきたつもありである。倒錯的な生は、本稿の立場からすれば、いわば幸福追求の対極にある究極の不幸な生だということになる。事実、倒錯者にあつては、長期的に見た場合に不幸を宿命づけられているようにも思われる。

第1項 幸福とは何か？

(一) では、幸福とは何か。本章における結論とすれば、それは次のようになろう。まずは、本人において、幸福追求の意識の存することが前提になる。幸福の最も基本的なありかは、幸福追求の意識だということである。但し、幸福という用語それ自体は、その意識との関係において重要ではない。むしろ、それは自律的な生に対する侵害について、拒絶不可能性を意識することなく生きられている状態だと理解されるべきなのかもしれない。もっと言えば、自律的人格ひいては正常な人格を獲得できているということになる。

(二) しかし、幸福とは、このような非常に主観的な理解に尽きるものではない。客観的には、幸福とは、互いが自律的な生を尊重しつつ、その上でお互いが自らの責任を果たしながら、共存、協働して生きてゆくという、いわば自分と他者における幸福の連続、現在と未来における幸福の連続、が自律という生の上で意図的に築かれているところに、見出されるものだということになる。そこには、自分の夢や目標を持ち、実体に向けての取り組みを真

摯に続けている人の姿が、存在することになる。

このような主観と客観を総合すれば、幸福とは、自律者が幸福を追求しながら生きてゆく過程の中に存在している、ということになるのかもしれない。

(三) もっとも、幸福という用語を個別の喜びを指すために用いれば、夢や目標を追いかけることもそうであるが、家族と過ごす時間や、遊びその他の楽しみ、様々な次元で図られる他者との交流なども、それに該当する。また、美味しい物を食べたり、睡眠をとったりということもまた、誰にとっても喜びとなりうるものであろう。

そのようなものを十分に取り込める形で幸福というものを位置づけるとすれば、幸福をもっと自然な欲求の充足に焦点を当てながら説明することも必要なのかもしれない。先程、幸福をして、幸福追求の過程にあるものと述べたけれども、そのような定義では、むしろ個別の欲求充足について軽視しすぎているとの批判がありうるということになる。

そのような誤解を避けるためには、次のような説明を付け加えることが必要なのかもしれない。すなわち、自分と他者とは、個体として別個の存在なのであり、その独立性をそのまま前提にしながら、自分の自然な欲求を各自が自立的に充足してゆく。発生しては充足されて消えてゆく類の生理的欲求を適宜満たしながら、さらに安全や、所属・愛情や、承認や、自己実現といった欲求の梯子を、その時その場の状況の中で、一個の生物としての自然な優先順位に従って、上がったたり下がったりして充足させながら生きてゆく。優先順位の高いものが欠ければ、またそこに戻ってその欲求の充足を行うための取り組みをする。

幸福をもし欲求充足による快というものに結びつけていうとすれば、このような個体毎に見出される欲求充足の喜びであり、ひいてはその過程に不可分に存在しているところの期待感や充実感や満足感、安心感や楽しみなどをひっくるめたものだということになるのかもしれない。

(四) もっとも、本稿においては、それをそのまま肯定した上で、それを実現可能ならしめるものが、主観的には幸福追求の意識であり、客観的には自律的な生を前提とした他者との協働関係だと述べているにすぎない。

第2項 国家の役割

(一) このように見た場合、自立のための何がしかの条件が欠けていたり、あるいはそもそも自律的な生自体を失っていたりする場合には、幸せになることはできないということでもある。幸福とは、その条件が与えられた者だけが手にすることのできるものであり、その条件を与えられなかった者は、手にすることができないものだということになってしまう。

しかし、それでは、幸福とは何かを論ずる意味が失われてしまう。それなら、倒錯者の存在をそのまま肯定し、彼らにも自由に倒錯的欲求の充足を認めることこそがむしろ公平に資

することになる。地域やその他のコミュニティのサポート力が低下してきている今、もし何か自律的な生を生きるための条件が欠けてしまったときに、幸福をすっかり諦めてしまわなければならないのかどうか、あるいは現にそのような者がいるときに我々は何を望むのか、である。

(二) それを助ける責務を負いうる者、負うべき者が存在しているとすれば、それは国家において他にないように思われる。国家が、国民一人一人の自律的な生を保障するという役割と責任を担わない限り、我々の自律的な生は、はからずもその大部分を偶然に委ねるしかないということになってしまう。

国内には自立の前提が欠ける者も、数多く存在する。そのような者に対して、自立を獲得できるためのサポートが与えられるなら、そこにまた一つ幸福が生まれよう。自立のための条件が欠けている者もまた、何がしかの夢や希望を持ち、そして社会に貢献することができるようになれば、それ程意味のあることはあるまい。もしそのような役割を国家が適切に担ってくれるのであれば、我々は安心して今を生きることができよう。たとえ、自立を獲得はしていても自律を失っているというような者についても、同様である。そのような者に対して、自律的な生と人格を獲得させるためのサポートがあることは、その者の幸福のためにも、国民の安全のためにも、重要である。

既に自立的で自律的な生を獲得している者は、自律的な生が他者からの侵害によって奪われてしまわないように保護する役割を国家が担ってくれることを、強く望むであろう。また、経済に関する政策一つにしても、国民が自律的な生をさらに健全に発展させてゆくためには、国家によって適宜実施されてゆくことが不可欠であろう。国家がそもそも経済的に困窮してしまえば、自律的な生の保障をするための国家の機能は当然に低下してしまう。

いずれにせよ、国家が国民から真に担うことを期待されている役割を適切に果たすかどうかは、国民の幸福と不可分に結びついていると理解すべきであろう。

第3項 人間の生の環境依存性と大人の国

(一) すべての人が、他者の自律的な生を尊重し、他者との相互信頼の中で自らの責任を果たしながら、夢や希望を持って生きられる世界。このように見えてくると、結局、幸福とは、自律的な生の主体の側の努力と同時に、そのような環境こそにあると思わざるをえなくなる。そのような認識に至ったとき、私達の発想は、根本的な変更を迫られることになる。

私達は今まで、幸福をその幸福追求の主体の観点から考えてきた。ところが、自律的な生の儂さと脆さと考えたとき、自律的な生を持続可能ならしめる環境こそ、関心の対象が移らざるをえないのであった。

(二) 結局のところ、現時点において、様々な次元における国民の自律的な生のサポート

を職務として担いうるのは、国家をおいて他にはないのではないかと、上に示唆した。つまり、国民一人一人の自律的な生を保護するということを国家がその職責として現に担うものとされており、かつ国家がその職責を適切に果たしているという国家で生きることができているなら、それこそが最大の幸福ではないかという気がしてくるのである。

もっとも、それはすべての責任を国家に委ねた、無責任な国民からなる国なのではない。今までの叙述から理解されるであろうが、もしそのような国が現にあるとすれば、国民一人一人が自らの責任を果たすことについて強い自覚を有しており、自由な雰囲気と共に、正常な責任感が国民の間で共有されていることであろう。一人一人の相違と人間の自然のありようを前提に、他者に対する配慮があり、公私のけじめと共に、一人一人がその能力の範囲内において与えられた役割を果たすことが目指されている。それが、そのような国家で生きる国民の多数派の姿なのかもしれない。そこでは、普通の明るさや楽しさや優しさ温かみといった正常さの徴候が、きちんと存在しているものと思われる。

第4項 社会の存在

(一) 人は、実に様々な条件・状況において生きることを余儀なくされるものである。障害を持って生きることを余儀なくされる者もあれば、家族の介護のために自分の人生の多くを費やさなければならない人もいる。他人が作った借金の返済のために四苦八苦している人もあれば、親が築いてくれた財産で悠々自適の生活を送っている人もいる。

本稿の出発点として、人間の生まれながらにして持っている生の方向性をして、幸福の追求であると位置づけた。そして、それは自律的で正常な生とほとんど同義であり、そこに倒錯した欲求の充足は含められないのであった。そのことは、本稿にとってきわめて重要な帰結だということになる。

ところで、上に記したような幸福の基本的な形は、当たり前存在しているものではない。それを獲得し、維持し、発展させてゆくためには、努力が必要であり、あるいは時には他人からの手助けが必要であることは、既に述べているとおりである。

(二) 自律者が社会の多数派であれば、社会の中でも信頼に基づく人と人との関係が機能しているということになる。先程法的責任について述べたけれども、それはこのような社会の存在を前提にしているということになる。

(三) 社会の意味は、そのような点に尽きるのではない。先程、国家に求められる役割に言及したのだけれども、この社会に生きる我々一人一人についても、良き社会を作り出すための責任主体であるという認識は、通常の人間の生の延長に必ずやありうるものであろう。他者への配慮は、人をしてそのような方向へと行動させうるものと思われる。また、他律者であろうと、倒錯者であろうと、自分が人の役に立つということがうれしいことであること

に変わりはない。つまり、そのような活動に取り組むかどうかは、自律者か他律者かは関係ない。良き環境を享受するだけでなく、良き環境を維持しさらに発展させてゆくことに向けての取り組みが個人のレベルでなされれば、当然のことながら、さらに環境は良くなるだろう。そして、それだけ、さらに安全で、幸福な社会になるということである。

国家と国民の間で、社会が適切に機能している状態とはもちろん自律者が多数を占める社会の証であるのかもしれないが、本稿の立場からすれば、そのような社会に生きられることもまた、幸福との関係において少なくない意味があるということになる。

第5項 結び—立場の互換性の観点から

(一) 人間は、誰一人として、自分一人だけで幸せになることはできない。努力なしに幸福になれるかどうかはわからないが、少なくとも一人だけで幸福になれるというものではない。自律的な生をもし今生きることができているとすれば、その自律的な生もまた、多くを様々な人に負っているはずである。

ところで、人間は誰しも、いつか死ぬ定めにある。そして、病床に臥し、死んでからも、他人の世話になるのが人間である。逆に、死ぬまでは、生きなければならないということでもある。死ぬまで生きるというのは当たり前のことであるように聞こえるかもしれないが、死ぬまでに自分がどのようなことを経験するかは、誰にもわからない。少なくとも、これから死ぬまでの間には、今まで経験したことの無いことを経験する可能性の方が、圧倒的に大きいのである。だとすると、立場の互換性というものを、簡単に想像できる以上に広くとった上で、他人の幸福との両立を考えることが自分の利益にもかなうように思われるのであるがどうであろうか³²⁾。そして、それを可能にするのは、あくまで大人の見識であるように思われる。そのような見識を具えた者が多ければ多いほど、世の中は包容力に満ちた尊厳ある世界となるのかもしれない。

このような点は、精神論であるし、そしてそのようなものとして受け取られることについては、承知している。しかし、人間というのは、えてしてともすれば傲慢になってしまう生き物である。まして立場の互換性を意識しなくなってしまうえば、他人に対して傲慢になってしまうことが多くなる。そのような者が国民の多数を占めれば、薄ら寒い国家になってしまうであろう。そして、そうなってしまえば、そのような類の人間が、国家の首長たる地位に就くこともおおいにありうる。

(二) 立場の互換性というか、それとも感謝というかは別にして、自分自身が現にそのような気持ちのある人間でなくして、果たして幸福がありうるのかどうかは疑わしい。幸福は、単なる精神論だけで獲得できるものでないことは既に本章の叙述から明らかであるが、個人の幸福を人格の問題から出発した考察は、ここであらためて個人に帰ってきたことになる。

(三) 正常者であれ倒錯者であれ、そのあくなき試みは、究極的には情緒の安定を求める人間の本性に根ざしているのであろう。少なくとも、人間は何を失うことがあったとしても、情緒の安定だけは、求めるように思われる。

自然な欲求に基づいて本来欲するものが与えられないという状態が続いた場合、人間は、その異常な状態に適合することを試みだす。つまり、正常に機能している自然な感情の方を否定するようになる。それは、あくまで情緒の安定を獲得するための、誤った方法でしかないのであるが、それが倒錯という生である。たいてい倒錯者は、自律的な生を尊重され、大切にされたことがないか、自然な感情とは相入れない思い込みを持たされている。

そのようなことからすれば、どのような形においてであれ、人間が幸福になるための出発点は、愛情だということになるのであるが、愛情もまたお金やその他の条件が整わなければ手に入りにくいということも、事実なのである。

(四) 倒錯的な生が歪んだ現実認識に基づいて支配や破壊によって、つまり感情の否定によって情緒の安定を目指すものであるのに対し、自律的な生の更に先にある正常な生とは、この現実の世界において、自分の様々な欲求とうまく折り合いを付けながら、情緒の安定を獲得して生きる生だということになる。感情本位でもなく感情無視でもなく、現実に向けての地道な取り組みと、明るさや楽しさが両立している生。人為と自然の調和。まさに、そのようなことを体現しているのが、正常者の生だということであろう。そのような生へは、様々な苦しみを経験してはじめて到達できるものだとすれば、感謝の気持ちや立場の互換性の認識ひいては愛情を不可欠の一部としているように思われる。

他方で、倒錯者において圧倒的に欠如しているのは、感謝の気持ちや立場の互換性の発想、ひいては愛情である。そのような者に、あらためて人的絆を形成させ、社会の中に取り込んでゆくことができるかどうかは定かでないが、それがなされてゆかない限りは、私達の安全もない。そのみならず、倒錯者を作り出さないための取り組みもまた、非常に重要であることはかわりない。

(五) そのような点はさておき、以上をもって本章における考察を終えることにしたい。

注

- 1) 人格という用語が 本稿においては、現実認識、思考、行為の複合を指すという点については、第1章(八)において言及した。
- 2) 但し、この点については、微妙な問題がある。人間の人格は、その置かれた環境や状況とまったく無関係ではありえない。と同時に、人間の意志が有する力などについても無視するべきではない。それ故、本文に述べているのは、一応の人格特徴ということでもある。
- 3) 恒藤恭・法の本質(1968年・岩波書店)7頁では、次のように記されている。すなわち、「若し

も我々が単に我々の身体を同一の空間に託しているというだけであって、身体を媒介として行はれる体験内容の表現及び了解の通路が閉鎖されているとしたならば、我々の身体は互ひにただ外面的なる接触、交渉を直接又は間接になし合う機会を持つに過ぎず、したがって我々は単に他人の身体の静的及び動的形態が他の諸々の有生的又は無生的存在者の静的及び動的形態と相違せることを知覚するに止まるであらう。しかるに、我々は有情的存在者を非情的存在者から区別して取扱ふのみならず、進んで有情的存在者の中につき人格的存在者を他のあらゆる非人格的・有情的存在者から区別し、前者に対する場合と後者に対する場合とで、本質的に異なる態度を以って交渉するのである。」と。恒藤博士が述べるこのような区分は、基本的に筆者が念頭においている区分と、大きく異ならない。ただ、同博士は倒錯の問題について言及しないというだけであって、逆に本稿はそれを主として問題にするということになる。

- 4) このような説明は、哲学的であるかに受け取られやすいけれども、そのような認識がなければ、際限なく自己の利益だけを追求し続ける者に対し、法的に歯止めをかけることができないことになる。
- 5) 故意や過失による侵害行為がとりわけ法的責任において問題にならざるをえないのは、そのような行為は、(潜在的)被害者から、他者に対する信頼を奪うものだからであり、それによって自律的な生を他者から奪うものだからだと理解すべきものと思われる。刑法が基本的に故意による行為に制裁を科し、民法が基本的に過失による行為に損害賠償責任を課すことも、大雑把にはこのような観点から考えるべきものであろう。もっとも、民事責任における過失責任主義については、あらためてその意義を考え直すべきところにきているのかもしれないが、その点については、ここで立ち入ることはしない。
- 6) もっとも、自殺の問題は、生命よりも優先する価値の問題とは区別して論じなければならない面もある。
- 7) 強姦の被害女性が風俗店で働くことも、ときにあるといわれる。もしそれが真実であるとすれば、そのような被害女性の行動は、この本文で述べたような観点から理解されるべきなのかもしれない。自分の身体に向けられる男性からの侵害に対して拒絶不可能であるとの認識を被害者が獲得した結果として、被害者は、加えられるであろう暴力から自分の生命を守るために、侵害者の意向に沿うことを目的として行動を選択しているということになる。このような解釈の可能性については、本節第4項(2)参照。
- 8) かくして、第2節において、他律的人格を説明する際に、否定的な認識・思考に言及したのだが、否定による認識・思考を多用している者は、自己決定の意識が乏しく、またプライバシーの感覚も乏しいということが起こってきやすいのかもしれない。
- 9) 他者から配慮を受ける利益を権利として自覚的に構成するものとして、R.ドゥオーキン(木下毅他訳)・権利論(1986年・木鐸社)参照。
- 10) かくして、例えば、子供が勉強しなければ愛情や承認を与えないという形で、子供に勉強することを強要するような養育者があったとすれば、それはここでいう支配に該当する。既に第2節に

おいて言及しているように、人間には、生理的欲求、安全欲求、所属・愛情欲求、承認欲求といった欲求があるとされており、とりわけ相手が子供である場合には、それらの欲求のいずれであれ、それを適切に充足してあげる立場にある者が適切にその責任を果たさないことは、ここでいう支配に該当する。ちなみに、私法の領域においては、情報提供義務と呼ばれる義務が近年問題にされることが非常に多いけれども、そのような義務が法律上認められるようになったのは、取引関係の中から支配を排除し、本来の意味での自己決定を実現するためであると理解すべきであろう。ちなみに、このような点については、拙稿「情報提供義務論 (1)」文研論集124号 (1998年) を参照。

- 11) 支配が一切存在しないなどということ自体が、本来ほとんどありえない状態だとの指摘もありえよう。しかし、やはりそこでも、程度の問題が存在する。のみならず、それが自律者による配慮によるものなのか、それとも倒錯者による自律的な生の侵害なのかを問題にするのが、本稿の立場だということになる。
- 12) ちなみに、拒絶不可能性の認識が強くなればなるほど、感情や思考の他者（基本的には倒錯者）からの独立性が、意識の上で消失してしまう。そのような状況、あるいは現実認識は、後に述べる評価主義の思考様式と容易に結びつく。
- 13) そのような思考は、非常に非生産的なものである。拒絶不可能性の認識を有する被害者は、夢や目標を達成するために思考しているのではなく、倒錯者からの侵害から逃れるための方法を、ただ考え続けていることが多い。
- 14) 自損行為や摂食障害などは、概ね拒絶不可能性の認識に起因するものと思われる。そして、重要なのは、そのような症状は、何も暴力の経験にのみ起因しているわけではないということである。先ほどの支配の定義において示したとおり、本来与えられるべきものがそれを与える責任を負っている者から与えられていない状態にあっては、そのような事態が発生しうると考える。
ちなみに、本来与えられるべきものが与えられていなければ、人間はそれを獲得することに向けて努力する。与えられていないのが愛情であれば、愛情とは人間の自然を肯定するところから出発するものであるから、本来的には努力によって獲得されるべきものではない。それを獲得するために努力するということは、より一層の自己否定に進むか、それとも自分に対する肯定を獲得するために相手を変えようとするかの、どちらかになりやすい。
相手を変えることに向かえば、それは他者に対する暴力となり、他方で自然な自分を変えることに向かえば、自己破壊となる可能性がある。
- 15) 医療において、自己決定の重要性が語られるようになって久しいけれども、逆にいえば、医療の現場というのは、患者に対する支配がそれだけ発生しやすいということでもあろう。医者と患者の間における医療情報の非対称性だけでなく、実際の治療を行うのが医者に他ならず、さらに患者は病気を抱えているという点で、医者側に圧倒的な立場上の優位性がある。そのような観点からすれば、まさに支配が起こりやすい医療の局面において、患者の自己決定が比較的早くに議

論の俎上に上ったのは、あながち偶然ではないのかもしれない。

- 16) インターネットという、匿名で不特定多数の者に情報を発信することが可能な媒体は、プライバシーを侵害しようとする者にとって、格好のデバイスとなろう。
- 17) 私法における情報提供義務は、契約締結過程を主として念頭に置くものであるが、アメリカ代理法ないし信託法を素材として、契約締結後の情報提供義務の問題を検討するものがある。樋口範雄・フィデュシャリー [信認] の時代 信託と契約 (1999年・有斐閣) 165-177頁参照。しかし、日米の相違や信認義務の特殊性の観点からではなく、代理人ないし受託者が本人ないし委託者に対して負っている情報提供義務もまた、代理人や受託者による情報操作を通じた本人や委託者に対する支配の排除という観点から、一元的に理解する可能性もあるように思われる。
- 18) そして、情報操作を通じて、被害者に、拒絶不可能性の認識を植え付けるということもありうる。しばしば宗教団体で行われることのあるマインド・コントロールは、多かれ少なかれそのようなものであろう。
- 19) 例えば、情報操作を用いれば、人を使って、特定の者に攻撃するよう仕向けることも可能となろう。それが国家レベルで行われれば、戦前の日本のような状態になろう。
- 20) これについては、史実ではないといわれる。
- 21) 評価主義とも連動するのであるが、他律者の場合は、拒絶不可能性の認識を有していることが多いために、自己決定の意識がないことが多く、かくして他者から貼られたレッテルに対して、非常に弱いという特徴を持つ。自己決定の意識の強い者の場合、他人からの評価については、学ぶべき事柄があればそれだけを学んで後は馬耳東風ということが可能であろう。ところが、他律者の場合は、その評価をそのまま受け取ってしまうことになる。ラベリングの効果は、とりわけそのような者に対し強くあてはまろう。
- 22) マゾヒズムを指して、他者に対するコントロールの試みだとの解釈がある。すべてのマゾヒズムがそのようなものであるかどうかについては措くとして、そのような理解によれば、サディズムとマゾヒズムの本質を同様に理解することが可能となろう。
- 23) 倒錯者がよく用いる、他者に対しての侮蔑的・否定的な評価は、基本的には、倒錯者の精神的安定のために、不可欠のものであろうと想像される。そして、倒錯者が、評価主義的現実認識を有している以上、そのような他者否定は、自尊心を維持・満足させるために非常に有効だということであろう。他方で、自律者の場合、そのような他者否定が何の意味もないことが十分に理解されていることが多く、他者を否定するよりも、むしろ他者から何かを学ぼうとすることが多いように思われる。
- 24) DVや強姦はその一例である。
- 25) もっとも、例えば自動車事故や航空機事故などは、いかなる理由で発生したものであろうと、一旦事故が発生すれば被害者に甚大な被害をもたらさう。つまり、事故によって発生するであろうことが通常予想される被害の甚大さの故に、そのような輸送手段を運行する立場にありながら

事故回避のための適切な注意をなさないような者は、他の運行者や利用者とその家族にとって、この倒錯者と同様に危険な存在だということになる。つまり、このような事故の危険性の問題は、倒錯者の存在による危険の問題とオーバーラップする部分があるということになる。この問題は、法的責任の問題に関連してゆくが、ここでは立ち入らない。

- 26) スポーツのメンタルトレーニングなどでよくいわれるが、失敗しないようにと考えると逆に失敗しやすくなるということがある。失敗を避けるという形で考えている場合には、その失敗に向けての行動がなされやすくなる。成功するためには、失敗を避けることではなく、成功することそれ自体を考える必要があるとされている。ところが、拒絶不可能性の認識を獲得した者には、拒絶不可能だという自己規定が存在しているために、それができないということである。
- 27) 例えば、自律者の側に見れば、気遣いの気持ちから被害者をそっとしているのにもかかわらず、逆に被害者の側から見れば、圧倒的なコミュニケーションの不足から、徐々にそれを不安に感じ、悪意があるのではないかと疑心暗鬼になることもありうるように思われる。その疑心暗鬼は、結局のところ、被害者をしてマイナスの行動へと走らせるインセンティブとなりうる。
- 28) もちろん、木に登ること自体が、怖さのためにできなくなるということもありえよう。
- 29) かくして、出発点となるそのような行為がなければ、経験値は高まってゆくことがない。つまり、頭の中で考えてばかりでは、いつまで経っても子供のままでいるということになる。
ちなみに、このことからいえるのは、人間は、本来的に、様々な事柄に対して興味や好奇心を持つように作られているということであろう。そうでなければ、まったくもって無駄でしかないような・外界に対しての様々な働きかけは、なされえないからである。そして、それがなされえない限り、外界の因果のメカニズムに関する知見は、深まってはこない。その結果、一個の生命体としてみた場合に、非常に弱い存在とならざるをえないことになる。
- 30) そもそも、それは因果関係がないという形で判断されることもありうるであろう。つまり、そこでは、無意識的に、責任を問われるべき行為を、赤ん坊はなしえないのだと判断していることになる。つまり、人が他者の行為について責任を問う場合には、必ず、当該結果との関係における行為者の立場や状況が、考慮されているということである。
- 31) 誤解のないようにあらためて述べておくと、ここで述べている評価主義とは、既に第3節で定義しているように、あくまで評価が実体から切断された形でなされている思考様式である。
- 32) 正義論の著者であるロールズの主張は、まさにこのような考え方が、根本にあるのではないかと推察しうる。ちなみに、ロールズに関連する研究はことのほか多いが、憲法学の立場からそれを扱うものとして、大日方信春・ロールズの憲法哲学(2001年・有信堂)がある。

[付記]

本稿における考察は、未だ試論の域を出ない。誤謬や記述の不正確については、あらためて修正の機会を持ちたい。